

仙台市都市計画審議会条例
(昭和44年9月29日 仙台市条例第24号)

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の二第3項の規定に基づき、仙台市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから当該各号に定める人数以内で市長が任命する委員をもって組織する。

- 1 学識経験のある者 8人
- 2 市議会議員 7人
- 3 関係行政機関又は宮城県の職員 3人
- 4 本市の区域内に住所を有する者 2人

- 2 前項第1号及び第4号に規定する者のうちから任命された委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項第2号に規定する者のうちから任命された委員の任期は当該議員の任期とし、同項第3号に規定する者のうちから任命された委員の任期は当該職にある期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。
- 4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときに解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、第2条第1項第1号に規定する者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭 62、6・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭 63、2・改正)

この条例は、昭和 63 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平 12、3・改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第 2 条第 1 項の規定により学識経験のある者のうちから任命された仙台市都市計画審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者又は市議会議員のうちから任命された旧審議会の委員である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、改正後の第 2 条第 1 項の規定により、学識経験のある者又は市議会議員のうちから審議会の委員として任命されたものとみなす。

仙台市都市計画審議会運営要綱

(昭和44年12月8日 審議会採決)

(目的)

第1条 この要綱は、仙台市都市計画審議会条例(昭和44年仙台市条例第24号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、仙台市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、審議会の日時、場所及び付議すべき事項を定め、会議を開く日の5日前までに委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員(以下「委員」という。)に対して文書により通知しなければならない。ただし、急を要するときは、この限りでない。

(欠席の届出)

第3条 委員は、事故のため審議会に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(代理出席)

第4条 条例第2条第1項第3号に規定する委員が審議会に出席できない事故のため代理人を出席させようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

(審議会の開閉)

第5条 開会、休憩、延会又は閉会は会長が宣告する。

(議長)

第6条 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

(議題)

第7条 議長は、議案を議題とするときは、その旨を宣言しなければならない。

2 議長は、必要があると認めるときは、2以上の議案を一括して議題とすることができる。

(議案等説明)

第8条 議長は、必要に応じ関係部局の職員及びその他関係者に説明を求めることができる。

(採決)

第9条 審議会の議事は、表決によって決定する。

2 採決は、投票を原則とし、挙手、起立その他の方法によることができる。

(協議会)

第10条 会長は、当審議会での審議に当たり調査検討を行う必要があると認めるときは、協議会を開催することができる。

2 協議会は、審議会の委員及び会長が指名した臨時委員をもって組織する。

3 第2条から第8条まで及び第14条の規定は協議会の運営について、準用する。

この場合において、第二条から第四条まで及び第十四条中「審議会」とあるのは「協議会」と、第2条中「並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは「及び会長が指名した臨時委員」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第 11 条 審議会の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

- 1 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 17 条第 2 項の規定により意見書が提出された都市計画の決定又は変更に係る議案の審議において、特定の個人を識別し得る情報を扱う場合
- 2 会長が公開とすることに支障があると認めた議案で、会議においてその承認を受けたものを審議する場合

(傍聴)

第 12 条 公開で行う会議においては、会場内に傍聴席を設けるものとする。

- 2 議長は、傍聴席の数に応じ傍聴人の数を制限することができる。この場合における傍聴人の決定は、先着順による。
- 3 危険物を所持している者、酒気を帯びている者その他議長が会場内における秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認める者は、会議を傍聴することができない。
- 4 傍聴人は、会場においては、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - 1 所定の場所以外の場所に立ち入らないこと。
 - 2 発言その他会議を阻害する行為をしないこと。
 - 3 あらかじめ議長の許可を受けた場合を除き、撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、議長は、当該許可に関し、報道機関の取材に対して配慮するよう努めるものとする。
 - 4 議長又はその命を受けた係員の指示に従うこと。
- 5 傍聴人は、会議が非公開となる場合は、退場しなければならない。
- 6 議長は、会場内における秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人を退場させることができる。

(議事録)

第 13 条 会長は、審議会の会議の議事録を調製しなければならない。

- 2 議事録には、審議会が定めた二以上の委員が署名捺印しなければならない。
- 3 前二条の規定により公開で行った会議の議事録については、その写しに会議資料を付して、これを速やかに市民等の閲覧に供するものとする。

(庶務)

第 14 条 審議会の庶務は、都市整備局計画部都市計画課において処理する。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 44 年 12 月 8 日から施行する。

附 則

この改正は、平成元年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 8 年 3 月 22 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 12 年 6 月 9 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 15 年 8 月 27 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 16 年 2 月 10 日から実施する。